

特 記 仕 様 書

第 1 章 総則

第 1 条 本特記仕様書は、令和 8 年度 今市 4 4 号線外 1 線通学路改良工事に適用する。

第 2 条 本工事は、設計図書及び本特記仕様書のほか、各項によるものとする。

- 1 土木工事共通仕様書 平成22年7月（令和8年4月改定）
- 2 区画線設置工事共通仕様書 平成22年7月（令和8年3月改定）
- 3 植栽工事共通仕様書 平成22年7月
- 4 土木工事施工管理基準 平成22年7月（令和7年4月改定）
- 5 出来形管理基準及び規格値 平成22年7月（令和7年4月改定）
- 6 品質管理基準 平成22年7月（令和7年4月改定）
- 7 写真管理基準 平成22年7月（令和7年4月改定）
- 8 港湾工事共通仕様書及び施工管理基準 平成22年7月（平成28年4月改定）
- 9 土木工事施工管理基準の統一事項 平成22年7月（令和7年4月改定）

※土木工事共通仕様書等は、宮崎県庁ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>建設技術情報（土木工事共通仕様書等））に掲載している。

第 3 条 契約数量・規格等（単価抜設計書）

本工事の施工にあたっての数量・規格等は、単価抜設計書のうち工事目的物にかかる名称・規格、数量（単位）によるものとする。ただし、以下を除く。

- 1 任意の仮設及び施工方法にかかるもの
- 2 目的物の施工に伴う作業土工（施工管理の対象とならない土工）
- 3 施工機械の機種・規格

第 4 条 工事書類の簡素化について

- 1 本工事は、工事書類の簡素化対象工事である。
- 2 「工事書類簡素化要領」及び「工事書類簡素化ガイドライン」に基づき実施するものとする。
- 3 工事書類簡素化要領に定めのない事項は、監督員と協議するものとする。

※「工事書類簡素化要領」及び「工事書類簡素化ガイドライン」は、宮崎県庁ホームページ（トップ>社会基盤>公共事業>技術基準>工事書類の簡素化について（令和 7 年 3 月 3 1 日））に掲載している。

第 5 条 占用物の取扱い

- 1 工事着手にあたっては、既設占用物及び予定占用物の調査を行うこと。なお、

該当物がある場合は、2、3及び4によるものとするが、該当物がない場合もその旨を報告すること。

- 2 占有物調査の結果、既設占有物の移転の必要が生じる場合は、速やかに報告すること。
- 3 現況において占有物ではないが、工事完了時点で占有物となる可能性のあるものについては、速やかにこれを報告すること。
- 4 占有物調査の結果、既設占有物の移転の必要が生じない場合で、占有物の内容、位置等が設計図に記載されていない場合は、設計図に記載し、報告すること。なお、記載する具体的な内容については発注者と協議のうえ決定する。

第6条 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）

本工事における、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、監督員に提出しなければならない。

これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

なお、建設副産物の発生及び建設資材の利用がない場合は、工事概要のみを記載した計画書（実施書）を作成、提出するものとする。

第7条 産業廃棄物の処理に係る税について

本工事により発生する建設廃棄物のうち、宮崎県内の焼却施設及び最終処分場に搬入する建設廃棄物は、産業廃棄物税（県税）が課税されるので適正に処理すること。

第8条 工事材料使用願の提出について

本工事における工事目的物にかかる工事材料（任意仮設を除く。）については、「工事材料使用願」（別添様式3）と品質規格証明書を工事の着手までに監督員に提出しなければならない。

第9条 休日の確保について（週休2日工事（発注者指定型））

本工事は、週休2日工事の対象工事（発注者指定型）とする。

実施にあたっては、「『「週休2日工事」実施要領（宮崎県）』に準じて行う。

実施要領は、宮崎県ホームページ（トップ→しごと・産業→公共事業・建築・土木→技術基準→「週休2日工事」の実施について）から入手できる。

第 2 章 施工条件

第 1 条 施工条件の明示

本工事の施工にあたっての施工条件を以下に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、発注者と受注者が協議し、契約変更の対象とする。

1 工程関係

- ・特別他の工事等との調整はないので、部分的な工期の設定はない。
- ・通常の施工時間帯で予定している。
- ・工期が猛暑日の発生時期にかかる想定される場合、猛暑日補正の対象としている。

2 用地関係

- ・工事区域の用地取得については、すべて完了している。
- ・本工事における借地は予定していない。

3 公害関係

- ・工事に伴う公害防止（騒音・振動・粉塵等）については、特段考慮していない。
- ・事業損失に係わる事前調査等は考えていない。

4 安全対策関係

- ・公共・公益施設（鉄道、ガス、電気、電話）等からの施工上の制約はない

5 工事用道路関係

- ・資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えており、特に道路管理者（地元住民等）等からの制限は受けていない。

6 工事支障物件等

- ・水道管の取扱いについては三股町環境水道課上水道係と協議を行うこと。

7 排水工（濁水処理含む）関係

- ・舗装版切断等で発生する汚水処理については適切に処理すること。

8 建設副産物関係

- ・本工事により発生する建設発生残土は必要となる土質試験を実施し、工事間流用の可否を判定したうえで、下記地区へ運搬するものとするが、これにより難

い場合は別途協議する。

- (1) 受入工事：都城インター工業団地 高木北地区1～3工区工事
 - (2) 受入場所：都城市高木町地先
 - (3) 受入時期：受け入れ側と運搬の時期を調整
 - (4) 受入時間帯：午前8：30～午後5：00（日曜・祝祭日を除く）
 - (5) 受入土質：別添のとおり
 - (6) 受入土量：本工事発生土量
- ・本工事に伴い発生する建設発生残土の運搬距離については、10.0kmとしているが、運搬距離に変更が生じた場合は、増減に関わらず契約変更の対象とする。

9 その他

- ・工事用資機材の仮置きは、特段考慮していない。
- ・現場発生品及び支給品等はない。
- ・本工事において部分使用は予定していない。
- ・用水の取水については、特段考慮していない。